

平成 20 年 12 月 18 日

## 大規模第三者割当増資に関する論点

### 1. 大規模第三者割当増資に対する監査役の行動

(1) 会社が行う大規模第三者割当増資については、監査役は、現行法の下でも次の監査を行うことが当然に求められており、まずはこれらの職責を十分に果たすことが求められる。

- ① 法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実がないか（会社法 382 条）
- ② 著しく不公正な発行に該当しないか（会社法 210 条 2 号）

なお、これらに該当するときには、取締役会に報告したり、監査報告への記載を検討しなければならない。

(2) さらに、株主と経営執行との間で利益相反が懸念される業務執行の監視役として、非業務執行役員である監査役の監査機能を高めるため、監査役が次の役割を果たせるようにすべきではないか。

- ① 大規模第三者割当増資についての取引所の適時開示に併せて、監査役の意見を開示事項とする（現行法における買収防衛策に係る監査報告における意見の記載と同様、適法性意見に限られない）
- ② 現行法における買収防衛策に係る監査報告における意見の記載と同様、大規模第三者割当増資についての監査役の意見を監査報告の記載事項とする。
- ③ 当該第三者割当増資について、会社との関係では違法とされないが少数株主の利益を明らかに害するような場合（例えば、既存の株主の持株割合を毀損する著しく不公正な新株発行であるが、株主はそれに気付かない等の理由で株主による新株発行差止訴訟が提起されていないような場合）には、監査役に差し止め等が行える権限を与える。

2. 取引所の適時開示あるいは監査役監査報告における監査役意見の記載方法については、日本監査役協会ははじめ関係団体等がひな型を示すほか、日本監査役協会は、監査役の判断基準・行動指針を示す必要がある。

3. 大規模な第三者割当増資に監査役の関与を求めること自体は前向きに考えるべきだが、会社の支配権や同一性に影響を及ぼすような大規模な第三者割当増資については、例えば、株主総会の特別決議を要することとするなどの検討が併せて必要ではないかとの意見もあった。

以上